

1. 現状及び未請求理由の調査

(1) 現状

- 年金生活者支援給付金（※）については、65歳の老齢年金請求時に、給付金の請求も同時に受けている。また、一度、支給要件を満たせば、以後は毎年継続して認定している（再請求の必要なし）。
※ 年金等の収入が一定額以下の年金受給者の生活支援のために給付している。令和6年度で約780万人が受給。例えば、年金収入等が年間約83万円（基礎年金満額相当）以下の対象者には、「老齢年金生活者支援給付金」を支給。
- 一方、65歳時点では所得要件に該当せず給付金の対象にならなかった方が、その後所得が下がり、対象となる場合には、個別に請求勧奨を行い、請求を受けている。
- 給付金の受給者は約780万人いるが、個別に請求勧奨したにも関わらず、約2万人（約0.3%）の未請求者が発生している状況。

＜これまでの取組＞

- ・ 制度の周知広報としては、インターネット広告、新聞広告、テレビCM、病院・薬局の待合室での周知、介護・福祉業界紙へ広告掲載などの取組を、毎年行っており、未請求者への個別の請求勧奨としては、年3回、請求書等の送付やねんきんネットやマイナポータルの登録者へプッシュ型勧奨を行っている。
- ・ これにより、制度開始直後の令和2年度末には約6万人の未請求者が、令和6年度末では約2万人（※）となり、一定の効果は出ている一方で、依然として、未請求者がいる状況。
※給付金受給者（約780万人）の約0.3%、請求勧奨対象者（約42万人）の約5%。

(2) 未請求理由の調査

- こうした中で、今後の未請求者対策として、未請求者への周知・勧奨に活用するため、未請求者約2万人の中から2,730人を抽出して、未請求理由を調査した。
- 2,730人のうち、未請求の理由が確認できたのは1,563名であり、その内訳は以下のとおり。

①請求書見覚えなし	523名（33.5%）	④金額が少ないため	90名（5.8%）
②手続きすることが面倒なため	216名（13.8%）	⑤他制度の収入認定等に影響がある	43名（2.8%）
③現在の収入で生活できるため	142名（9.1%）	⑥その他（注）	549名（35.1%）

（注）請求書紛失・請求済みや対象外と誤認・請求失念・請求書理解できず等

2. 今後の対応

- 今回の調査において、請求書や請求手続きを改めて案内することの重要性が確認されたため、
 - ・ 新聞広告、テレビCM、病院・薬局の待合室での周知など制度の一般的な周知広報を引き続き実施するとともに、
 - ・ 未請求者に対して現在年3回（9月、10月、12月）実施している個別勧奨について、新たに、3回目（12月）に請求書を再送付（※）することにより、本人の認識を促し、請求の提出増を図る。
- ※現在、2回目3回目の勧奨については、請求書ではなく、未請求であることを知らせるハガキの送付に留まっている。